

新 B I S 規制に対する日本の戦略的対応

——BIS 規制呪縛からの解放——

菊 池 英 博

はじめに

1988年7月にスイスのバーゼルで、主要先進12ヶ国銀行監督当局と中央銀行の代表で構成されるバーゼル銀行監督委員会は、「バーゼル・アコード」と呼ばれる申し合わせ事項を決定した。これは正式には、「自己資本測定と自己資本規準の国際的統一化」(International Convergence of Capital Measurement and Capital Standard)と呼ばれ、海外で営業拠点を持つ銀行は、どの国の銀行も、順守しなければならない自己資本に関する基準としての申し合わせ事項である。これが、日本では「BIS 自己資本比率規制」と呼ばれ、「BIS 規制」と俗称されている。

「BIS 規制」は、1992年度決算(日本では93年3月決算)から、国際的に適用され始めた。日本では当初、この規制の影響をそれほど懸念していなかった。しかし、本来、この規制が申し合わされた背景には、日本の銀行の野放図な国際業務の展開(金利・取引条件のダンピング、欧米の取引慣行を無視した手法、収益よりも量的拡大など)を抑えようとするにあった。

「BIS 規制」は、自己資本比率規制である。しかし、これは実体としては、自己資本の一定倍率までしか、資産(主体は融資)を保有してはならない、と言う「資産・融資限度額規制」である。こうした点に気が付くのが後れた日本は、バブルの崩壊による不良融資と保有株式の含み益の激減によって、自己資本勘定が減少し、97-99年にかけては大幅な信用収縮を引き起こし、GDP(国内総生産)のマイナス成長を招いてしまった。これは、「自己資本比率8%以上」を順守するため必要な「BIS 規制」対策が不十分であったために、日本の銀行が追い込まれた結果であり、「BIS 規制」が如何に日本の実体経済に悪影響をあたえたかが分る。この悪影響は現在でも継続している。⁽¹⁾

日本では、「BIS 規制」は金科玉条のように受け止められ、これを如何にして克服するか、戦略的にどう対処するか、といった対策に乏しい。98年から、「BIS 規制見直し」の作業が始まっており、見直しの方向は、デフレに悩む日本にとって、極めて不利な内容である。「BIS 規制見直し」の背景には、90年代後半から強くなってきた、アメリカが標榜するグローバリズムの流れがある。こうした点も、十分考慮して、日本は、国益にあった戦略を作成し、実行すべきで

ある。

本稿では、こうした問題意識にたって、今後、日本が「BIS 規制」のもつ「銀行経営の健全性と安定性の確保」と言う視点を考慮しつつも、その影響が実体経済と金融システムに与えるマイナス面（成長阻害の要因と信用収縮を招く要因）を如何にして克服し、戦略的に対応すべきか、を論じる。本稿の内容は、筆者がすでに発表してきた論文や見解を整理し直した点も含まれている。これは、「BIS 規制」の特徴をまとめて論じておこうとする趣旨からである。（2001年10月12日脱稿）。

本稿の内容は次の通りである。

第1章 当初の BIS 規制と見直しの内容

第2章 BIS 規制と信用創造・信用収縮

第3章 新 BIS 規制とグローバリズム

第4章 新 BIS 規制の影響と日本の戦略的対応

第1章 当初の BIS 規制と見直しの内容

現行（2001年10月現在）の「BIS 規制」は、1988年7月にバーゼルで合意され、5年間の経過措置を経て、92年度決算（邦銀は93年3月決算）から合意各国の銀行（海外に営業拠点を持つ国際銀行、「国際規準行」）が順守している。この間、96年に「市場リスク（トレーディングのリスク等）に関する修正」がなされ、97年度決算（邦銀は98年3月決算）から実施され、今日に至っている。

今回の見直しは、98年3月のバーゼル委員会において検討が開始され、2001年末頃に最終案を公表し、2004年度決算から適用が開始される予定である。

この章では、現行の「BIS 規制」の内容と見直しの方向について、まとめて説明する。

[1] 現行 BIS 規制の内容——国内規準行は対象外

「BIS 規制」をまとめて表示すると、図表1「バーゼル合意、自己資本比率規制（BIS 規制）」の通りである。当初の92年度に実施したときは、分母の「市場リスク」はなかった。97年の修正から実施されている。

バーゼル・アコードの申し合わせでは、「BIS 規制」の対象となる銀行は、「海外の金融市場に拠点を持つ国際銀行」（国際規準行）であり、「国内市場だけで業務の展開を行っている国内銀行」（国内規準行）は対象外である。国内基準行については、当該国の政府が別の規準で規制を設ければよい、としている。

国際規準行は「BIS 規制」で、自己資本比率を「8%以上」維持することを求められてい

図表1 パーゼル合意、自己資本比率規制（BIS 規制）

〔基本式〕	
$\frac{\text{TIER I} + \text{TIER II} + \text{TIER III} - \text{控除項目}}{\text{リスク・アセット（信用リスク）} + \text{市場リスク} \times 12.5} \geq 8\%$	
・ TIER I（基本的項目）……	資本金，準備金等
・ TIER II（補完的項目）……	貸倒引当金，有価証券含み益（45％が算入限度） 永久劣後債，期限付劣後債（TIER I の50％が限度）等
・ TIER III（補完的項目）……	短期劣後債務，「12.5」……8％の逆数
・ リスク・アセット……	〔オンバランス〕＝資産額×資産カテゴリー別リスク・ウェイト 〔オフバランス〕＝信用リスク相当額（取引額×掛目）×資産カテゴリー別 リスク・ウェイト
控除：営業権相当額，非連結金融子会社への出資，など。	

（注）資産カテゴリー別リスク・ウェイト……たとえば，一般貸出は1，国債・OECD 国向け貸出はゼロ。

（出所）日本銀行金融研究所『わが国の金融制度』1995、131ページ，その他より作成。

—————○—————○—————○—————

図表2 日本の現行自己資本比率規制（簡易モデル）

国際統一基準	
$\frac{\text{Tier I（資本の部）} + \text{Tier II（劣後ローン，有価証券含み益等）}}{\text{国債保有額} \times 0\% + \text{銀行向け与信} \times 20\% + \text{企業向け与信} \times 100\% + \text{住宅ローン} \times 50\%} \geq 8\%$	
（注1）分子は，より厳密には，図表1となる。 （注2）分母は，より厳密には，市場リスクが入る。	
国内基準	
$\frac{\text{Tier I（資本の部）} + \text{Tier II（劣後ローン等。有価証券含み益含まず）}}{\text{（国際基準と同じ分母）}} \geq 4\%$	

（出所）金融庁資料に加筆し作成。

—————○—————○—————○—————

る。「国内規準行」は，日本の場合，88年12月の大蔵省銀行局長の通達によって，「自己資本比率は4％以上」を要求されることになっている。

* 日本の自己資本比率規制

ここで，日本の「現行自己資本比率規制」の基準となる計算式をまとめると，図表2「日本の現行自己資本規制」のとおりで，この表でみられる特徴は，つぎのとおりである。

（1）「国際規準行」の自己資本勘定（分子）には，TIER II（補完的項目）に有価証券含み益の算入が認められている。しかし，「国内規準行」には，これは認められていない。

（2）分母の「リスク・アセット」には，資産項目ごとにリスク・ウェイトが付けられている。国債はゼロ，銀行向け与信は20％，企業向け与信は100％，住宅ローンは50％，となってい

る。

〔2〕 見直しの方向

98年3月から、「BIS 規制の見直し」が始まった。その主要点は、つぎの3点である。

- (1) 金融当局の管理型行政から、自己管理と市場規律を中心とした銀行監督へ移行する。
- (2) 銀行経営上のリスクをより正確に計測する。
- (3) 個人と中小企業向け融資の取り扱いを大企業向け融資と区分して検討する。

それぞれの見直し内容を説明すれば、次の通りである。

(1) 自己管理と市場規律を中心とした銀行監督へ

金融が自由化される前の時代では、銀行のリスクテイクの範囲を当局が制限し、事実上、当局の管理のもとで、業務展開が行われていた。「当局管理型行政」の時代と言えよう。金融自由化の初期には、リスクテイクの範囲が広まり(自由化され)、リスク管理の方法を当局が定型化した。こうして、徐々に自由化が進み、銀行の経営管理能力の進展がみられる(図表3参照)。

こうした状況を踏まえて、リスク管理の手法を銀行自ら開発し、リスク管理の自己責任体制を強化して行くのが望ましい。こうした視点から、銀行のリスクの自己管理と市場規律によってこれを管理してゆく方向を採ろうとする。銀行経営にこうした体制が確立されてくれば、金融当局と市場が、銀行のリスク管理体制とそのプロセスをモニター(監視)して行けばよい。以上の点を要約すると、図表3のようになる。金融機関のモニター方式(監視方式)としては、「自己管理型・市場規律型」を指向している。

図表3 金融機関のモニタリング方式の推移(国際的な流れ)

金融当局管理	自由化の進展 新たな規制	新たな規制は強化 自己管理・市場規律
・戦後から自由化までの時代 ・リスクの範囲を当局が決定 ・経営リスクは当局が制限	・自由化が進捗し経営リスク拡大 リスク・テイク自由化 ・リスク管理方法を当局が指定・指示 ・新たな規制 (1988年, BIS 規制)	・リスク管理方法を銀行が考 案・工夫 ・リスク管理手法の自由化と自 己責任強化 ・リスク管理態勢・プロセスを 当局と市場がチェック
戦後から1980年代前半	1980年代後半～BIS 規制～見直し強化	

(注) 金融庁資料・その他から作成。

(2) 銀行経営上のリスクをより正確に計測する

「BIS 規制」の基本方式は、分子は自己資本、分母は「リスク資産」である。

この「リスク資産」をいかにして「より精緻に・的確に」把握するかが、課題である。「リスク」は、次の三つに分類される。

- ① 信用リスク——融資に伴う回収不能リスク
- ② 市場リスク——自己勘定による有価証券売買（トレーディング）リスク
- ③ オペレーショナル・リスク——事務自己や不正行為などによって損失が発生することに伴うリスク

②の市場リスクについては、第二次見直しでは検討対象になっていない。

①と③のリスクについて、その内容を出来るだけ精緻に計数化し、それを「ウェイト」(weight) 付けて「リスク資産」を計算し、それを自己資本比率に反映させようとする方式である。

①の信用リスクの「現状」と「見直し後」は 図表 4 と 5 の通りである。現状では各国・各銀行とも共通の尺度で「リスク・ウェイト」をつけて、リスク資産を計測している。これをより精緻に計測するために、「標準的方法」と「銀行が独自で開発する内部格付け方法」とがある。図表 4 の「見直し後の標準的方法」は、外部の格付け会社の「格付け」を採用して、リス

図表 4 運用資産の信用リスクの計測方法（自己資本比率の分母の計算）



(出所) 金融庁作成資料より作成。

図表 5 新 BIS 規制案の融資先別リスクウエイト

企 業 向 融 資			銀 行 向 融 資		
現 行 規 制	新規制	格付け	選択肢 I	選択肢 II	
	20%	AAA ～AA マイナス	20%	20%	現 行 規 制 OECD 加盟国 20% その他 100%
	100%	A プラス ～A マイナス	50%	50%	
	100%	BBB プラス ～BBB マイナス	100%	50%	
	100%	BB プラス ～B マイナス	100%	100%	
	150%	B マイナス 未満	150%	150%	
	100%	未格付け	100%	50%	

注) ①金融庁資料。

②銀行向けは「選択肢 I」は銀行所在国格付け。「選択肢 II」は銀行自身の格付け。

図表 6 オペレーショナル・リスクの計量方法

銀行の 選 択 肢	・ 基礎的指標手法	銀行全体の粗利益（特別損益は除く）に一定の掛け目を適用
	・ 標準的手法	ビジネスライン毎に定義された指標（粗利益、総資産等）に一定の掛け目。
	・ 内部計測手法	労務規模を表す指標に加え、過去の損失データも用いて計算。
	・ 損失分布法 （将来の課題）	過去の損失データに基づき、VAR（××パーセント最大損失額）を計算。

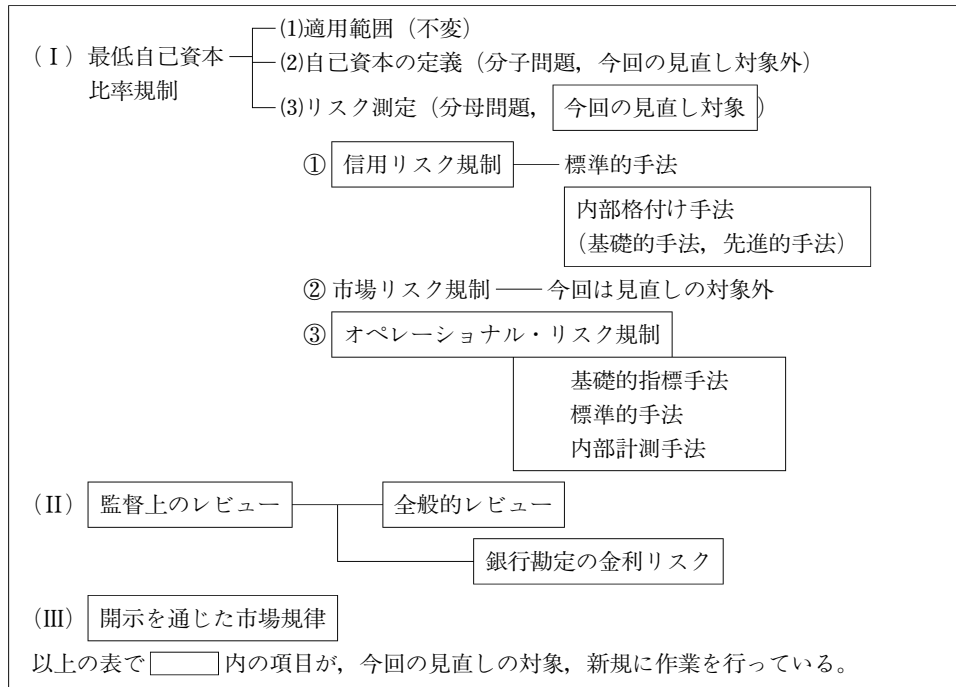
（出所） 金融庁資料。

ク・ウエイトをつけ、リスク資産を測定しようとする方法である。

「銀行が独自で開発する内部格付け方法」では、銀行自身で、融資先や有価証券発行先のデフォルト（返済不能）確率を独自に開発する。それをもとにして、「リスク・ウエイト」を付け、「リスク資産」を計測せんとする方式である。

③の「オペレーショナル・リスクの計量化」は、最近、業務の高度化、機械化の急速な発展と利用（IT への依存など）などによって、「事務処理リスク」が増加している。そこで、こうした傾向に対処するために、過去の経験的損失やリスクの態様を調べ、これらを計数化して、自己資本に反映させようとするものである。業務内容が多様化し、銀行毎にリスクが異なる。こ

図表7 BIS 規制見直し主要項目



(出所) 金融庁資料。

うしたなかで、事務処置リスクを如何にして的確に処理するかが、金融システム安定化の見地からも必要である。こうした観点から、各銀行がそのリスク処理を一段と強化するように、こうした規準を作ろうとするのである。

現在検討されているオペレーショナル・リスクの計量化の手法をまとめると、図表5の通りである。

(3) 個人と中小企業向け融資の取り扱いを検討する

銀行融資は、大手企業向け・中小企業向け・個人向けに大別される。現在の BIS 規制では、私企業の融資相手先に対しては、資産ウェイトが一律に「100%」となっている。これに対して、「個人」と「中小企業」向けの融資は、大手企業向け融資とは、融資規模、リスク態様が異なる。小口融資の方が、大口融資よりもリスクは小さく、リスク削減効果がある。

そこで、「個人と中小企業向け融資」の「リスク・ウェイト」と、「大手企業向け融資のリスク・ウェイト」に分けて、ウェイト付けをすべきであろう、と言う考えである。筆者は、この点、とくに強調してきたので、是非とも実現させてほしい（本稿、第3章参照）。

現在、検討されている「BIS 規制」の見直し案の骨格を要約すると、図表7の通りである。

第2章 BIS 規制と信用創造・信用収縮

筆者は、90年代から今日までの、日本の金融政策を回顧した場合、「BIS 規制がいかに大きな障壁となって信用収縮を引き起こしたか」について、99年度の本学経営学部論文集で分析した（「信用収縮と金融システム」—90年代、日本の信用収縮—）。詳細はこの論文で報告済みであるので、この章では、BIS 規制が及ぼす金融システムへの影響について、要点を整理しておく。

[1] 自己資本比率規制の特徴

BIS 規制は、自己資本比率規制である。図表1の公式を単純に変形すれば、“「運用資産」（融資総額） $\leq$ 「自己資本勘定 $\times 12.5$ 」”となり、BIS 規制は「融資限度額規制」であることが分る。つまり、銀行の資産の中心である融資額は、つねに自己資本の12.5倍以下に抑えなければならない。「BIS 自己資本勘定（BIS 規制で決められた「自己資本の内容」を筆者はこのように呼ぶ）」が増加すれば、貸し出し許容額が増加し、減少すれば貸し出しを圧縮しなければならない。また、自己資本比率が「4%以上」を要請されている「国内規準行」は、「融資限度額が自己資本の25倍以内」である。

したがって、BIS 規制は、次の特徴をもつ。

(1) 「自己資本本位制」と言う新しい通貨システムである

通貨供給量（マネーサプライ）の中心は、銀行の融資である。融資額が BIS 自己資本勘定の大小によって左右される通貨供給システムが自己資本比率規制である。自己資本比率規制がない時代には、自己資本の大小に関係なく、銀行は資金量に応じて、融資を実行し、有価証券投資をすることが可能であった。しかし、自己資本比率規制が採用されてからは、預金が大幅に増えても、資本勘定が減少すれば、貸し出しを回収せざるをえない。こうした、一見、矛盾した現象が生じているのである。

(2) インフレを加速し、デフレを深化させる

景気がよくなれば、銀行の収益は増加し、自己資本勘定は増加する。自己資本勘定が増加すると、国際規準行（8%行）では BIS 自己資本勘定の12.5倍の貸出余力が生じる。また、国内規準行（4%行）では、自己資本勘定の25倍の貸し出し余力が発生する。景気が減速し、株価が下がり、銀行の収益が減り、不良債権が増加すると、BIS 自己資本勘定が減額する。そうになると、減額分の12.5倍の融資を圧縮しなければならない。銀行の貸し渋り・貸し出し回収・信用収縮が生じ、実体経済にマイナスの圧力がかかる。こうして、マネーサプライは縮小し、デ

フレ効果が加速される。

このように、BIS 規制は、景気増幅・信用収縮要因と言える特長をっており、これにどう対処するかが、問題である。

(3) 構造的信用収縮が発生する

信用収縮は銀行の貸し出しが減少し、マネーサプライの前年度比の伸び率が低下し、減少することによって計測される。とくに、大手銀行の貸し出し圧縮が生じると、実体経済に与える影響は極めて大きい。

信用収縮は、二つに分類して考えると分かりやすい。「主観的信用収縮」と「構造的信用収縮」である。銀行は、企業や個人が新たに手がける取引や事業のリスクをとって、融資を実行する。景気が悪くなると、銀行はリスクが増大することを怖れて、融資の実行を減らし、貸し渋りが起きる。これは、銀行の主観的判断によってなされるものであるから、筆者は「主観的信用収縮」と呼ぶ。

BIS 規制のもとでは、前述のとおり、資金量が十分あっても、自己資本勘定が減額すると、貸し出しが不可能になる。「貸したくても貸せない」、こうした状況を、筆者は「構造的信用収縮」と呼ぶ。「構造的信用収縮」は、

①銀行の「不良債権と株式保有に伴う損失」が、資本勘定の毀損（減額）となって、信用創造が出来なくなること、

②現金保有比率の上昇が信用乗数の低下をもたらし、銀行システム全体として、信用創造力が減退すること、
から発生する。

BIS 規制の信用創造機能に与える最大の問題は、資本勘定の減額にともなって、「構造的信用収縮」を引き起こすことであり、デフレ下の経済では、実体経済に与える影響が極めて大きく、デフレを促進することになる。

[2] BIS 規制が90年代の日本に及ぼした衝撃

本項については、99年度の本学経営学部論文集に寄稿した拙稿「信用収縮と金融システム」に細かく分析したので、ここではその結論だけを報告する。

(1) 90年代の信用乗数の低下

90年代に入ると、信用創造の規模を表す信用乗数が徐々に低下し、97－99年から急速に低下

してきた。まさに90年代から今日までの推移は、典型的なデフレ現象であり、信用収縮の歴史である。この間の推移をまとめた表が、図表8－①、②、③、④の通りである。

信用乗数は、中央銀行が供給するマネタリーベース（ベース・マネー、ハイパワード・マネー）の何倍のマネーサプライが供給されているかを表す指標である。銀行貸出が減少すれば、マネタリーベースの金額が不変だと、マネーサプライが減少する。信用乗数が低下してゆくデフレ経済のもとでは、中央銀行が銀行貸出の減少を上回るマネーサプライを供給しない限り、市場のマネーは減少して行く。90年代の特徴は、債務デフレのもとで、借り入れ側が貸し出しの返済に努め、これが貸し出しの伸び率の低下になり、マネーサプライの減少要因となっている。

（2）90年代からのマネーサプライの推移と信用収縮

90年代から今日までのマネーサプライの推移を分析すると、次の三つの時期に分けられる。

図表8－① 日本の90年代の通貨供給

（兆円、伸び率％）

年	項目 マネタリー ベース	前年 伸び率	信用乗数 (倍 数)	マネー サプライ	前年比 伸び率	現預金 比率	国内銀行 貸出残高 (前年比)	GDP 成長率
90	兆円 38	%	12.8	兆円 490	%	% 6.5	%	実費% 5.5
91	38	0	13.1	503	2.7	6.4		2.9
92	39	2.6	13.0	503	0	6.5		0.4
93	40	2.6	12.7	511	1.6	6.7		0.5
94	42	5.0	12.4	519	1.6	6.9		0.6
95	44	4.8	12.3	535	3.1	7.0		2.8
96	48	9.1	11.7	552	3.2	7.4	△0.1	3.2
97	51	6.3	11.3	569	3.1	8.0	△0.9	△0.7
98	56	9.8	10.6	594	4.4	8.0	△1.1	△1.9
99	60	7.1	10.3	616	3.7	8.1	△1.9	0.5
00	64	7.6	9.8	629	2.1	8.5	△4.7	0.9
01 (1-6)	67	4.7	9.7	648	3.0	8.8	△3.7	1-3. 1.2 4-6. △0.4
01 (7-9)	69	7.8	9.4	652	3.7	8.4	△4.2	△0.5

（注1） 資料「日本銀行経済統計月報」と経済白書。

（注2） マネーサプライ＝マネタリーベース×信用乗数。

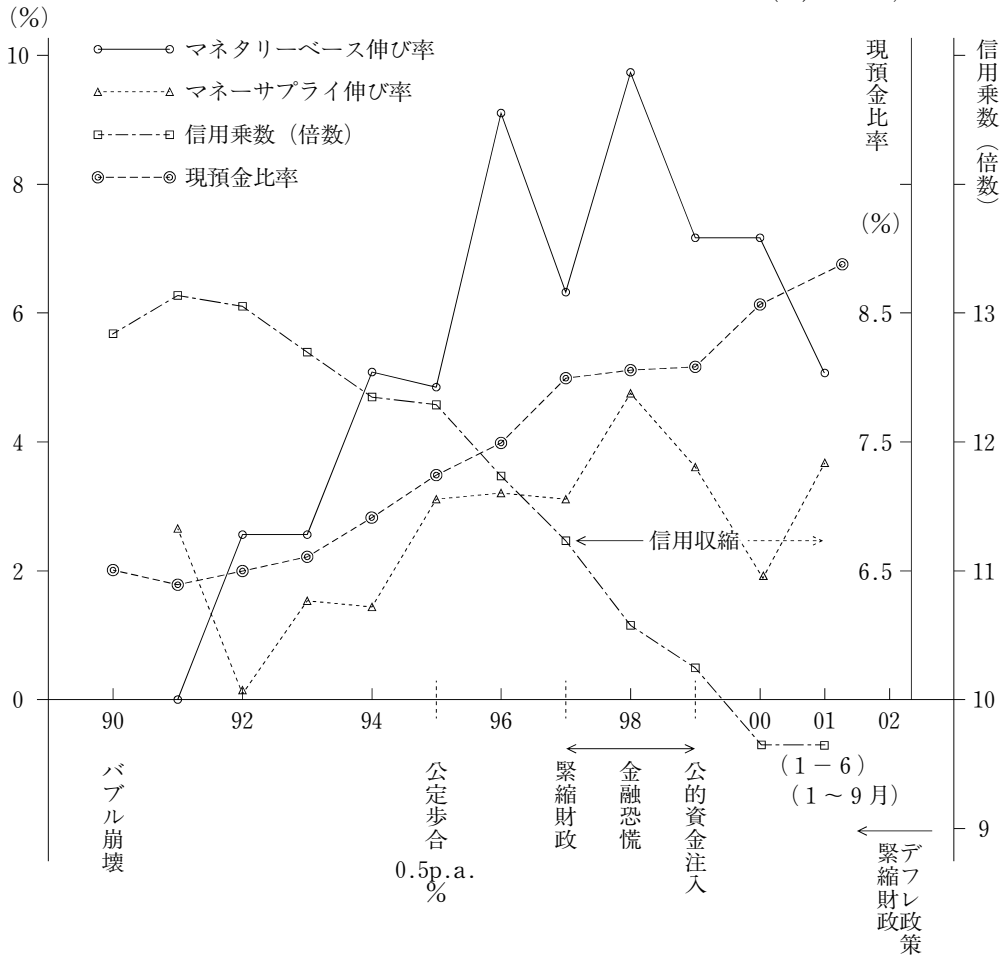
（注3） 現預金比率＝現金通貨÷〔マネーサプライ〕。

（注4） 統計数値は、年度の平均値で算出。01年は概算。

（注5） 01年は概数。

図表 8-② 90年代マネーフローの推移

(01/1-6)



① 90-94年の5年間——極端に通貨量を絞る——

この時期はマネーサプライの前年度伸び率が平均して年率1%程度で、とくに90-92年の3年間は、極めて低い。とくに日銀がマネーサプライを極端に絞ったため、バブルの収束を一挙に進め、経済の活性化を奪ってしまった。バブルを収縮させるには、通貨量を増加させて対応すべきであった。また、93年には株価が上昇してきたため、公定歩合の引き上げを示唆して、景気回復に冷水を浴せた。この点、日銀の政策は、大きな失敗であった。株価が下がり、バブルが崩壊したアメリカで、2000年から2001年10月までの状況をみると、金利を早めに切り下げ、通貨量を増加させて、バブルの崩壊を流動性の増加で吸収してゆく方針を採っている。日本の失敗を反面教師として、通貨量の増加と早めの金利の引き下げを断行する政策を採っている。

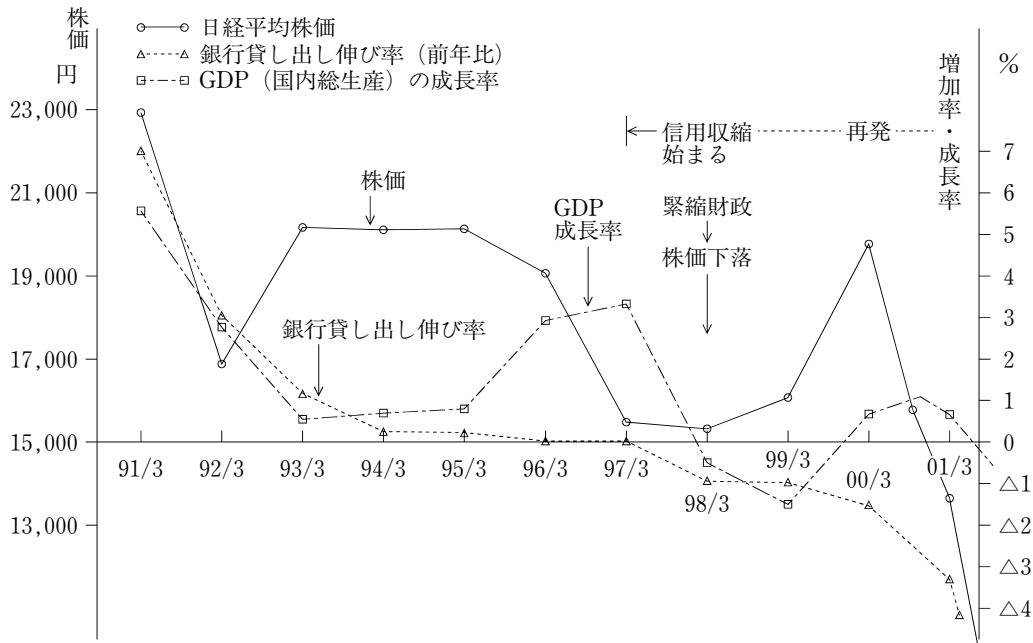
図表 8－③ 97～2000年の四半期別推移（通貨供給）

（兆円，増加率％）

項目 年	マネタリ ーベース	前年同期比 伸 び 率	信用乗数 (倍数)	マネー・ サプライ	前 年 比 伸 び 率	現 預 金 比 率	国内銀行 貸出残高 (前年比)
96/1-12	兆円 48.0	% 9.1	11.7	兆円 552	% 3.2	% 7.4	% △0.1
97/1-3	50.6	5.4	11.0	562	1.8	7.5	
4-6	50.2	4.6	11.3	570	3.3	7.5	
7-9	51.1	6.5	11.2	574	4.0	7.6	
10-12	53.5	11.5	10.8	578	4.7	7.9	
97/1-12	51.3	6.3	11.3	569	3.1	8.0	△0.9
98/1-3	55.4	8.6	10.6	587	3.2	8.1	
4-6	55.5	8.8	10.6	590	3.7	8.0	
7-9	56.4	10.6	10.5	594	4.4	8.0	
10-12	56.8	11.4	10.6	602	5.8	8.1	
98/1-12	56.0	9.8	10.6	594	4.4	8.0	△1.1
99/1-3	58.2	3.9	10.5	611	2.3	8.1	
4-6	58.9	5.2	10.5	617	3.9	8.0	
7-9	59.8	6.8	10.3	618	4.0	8.1	
10-12	62.8	12.1	9.9	620	4.4	8.3	
99/1-12	59.9	7.1	10.3	616	3.7	8.1	△1.9
2000/ 1-3	66.6	11.0	9.4	624	1.3	8.5	△4.0
4-6	63.9	6.5	9.9	631	2.4	8.4	△3.1
7-9	63.2	5.3	10.0	631	2.4	8.4	△3.2
10-12	66.6	6.0	9.5	636	2.7		△3.9
2000/ 1-12	64.4	7.6	9.8	629	2.1	8.5	△4.7
2001/1-3	66.2	2.8	9.3	642	3.3	8.8	△3.6
4-6	66.9	3.9	9.2	669	4.1	8.8	△3.7
7-9	69.2	7.5	10.0	692	3.4	8.4	△4.2

（出所）図表 8－①と同じ。

図表 8-④ 株価・銀行貸し出し伸び率・GDP 成長率の推移



(注1) 日銀統計より抽出。

(注2) 「銀行貸し出し伸び率」は、銀行5業態の合計。前年同月比。

(注3) 株価は、日経平均株価で、年度末の株価。

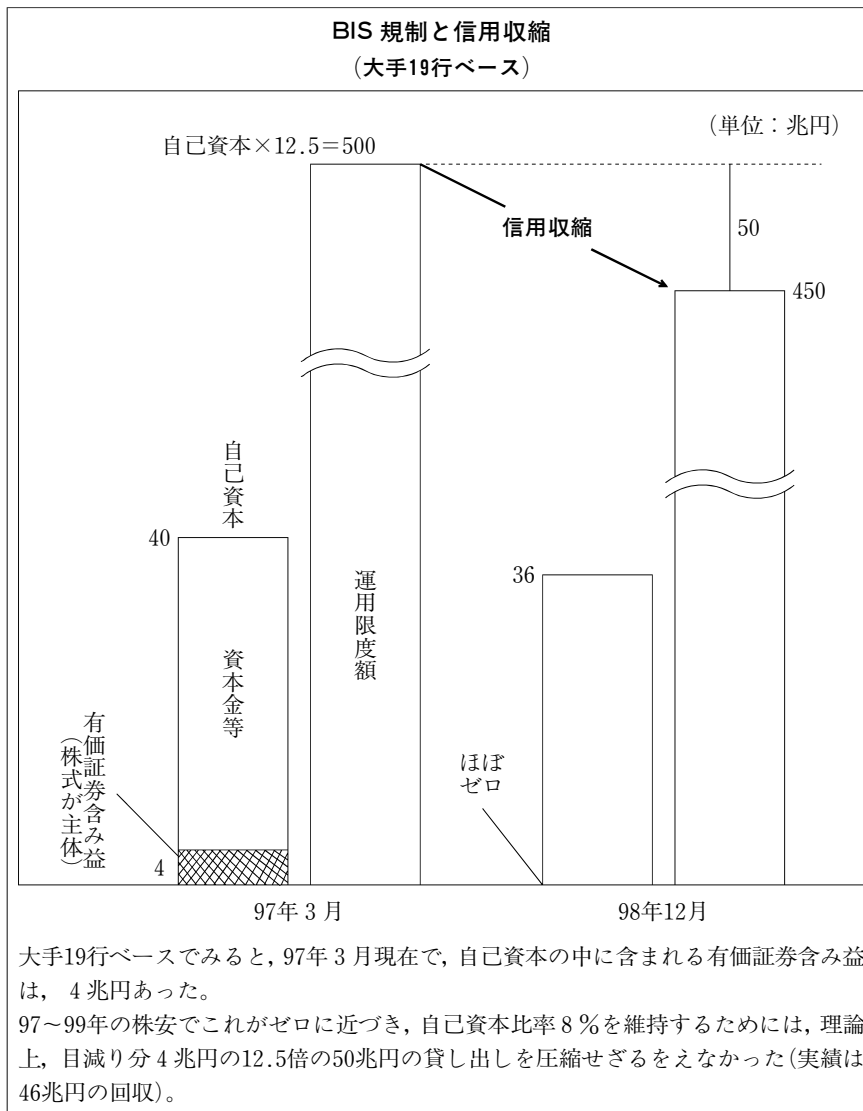
② 95-99年の5年間——緊縮財政と株安から50兆円の信用収縮発生——

マネタリーベースは前半の5年間よりも増加した。しかし、97-99年にかけては、大手19行を中心として、極端な信用収縮が発生し、これが大手19行ベースで50兆円を超える貸し出しの回収→信用収縮が発生した（98年3月期・99年3月期の合計で、実績では末残ベースで46兆円の回収。97/10-12から99/1-3にかけて、ピーク60兆円近い信用収縮があったと推定される）。これは、まさに BIS 規制の衝撃とも言えるものであった。

すなわち、第1章で説明したとおり、BIS 自己資本勘定では、自己資本勘定のなかに、有価証券の含み益の45%までを算入することが認められていたため、日本の大手銀行は、株式の含み益を自己資本勘定に算入していた。ところが、97年度に、当時の橋本総理が財政再建の名目のもとで、極端な財政支出の圧縮によるデフレ政策をとり、この結果、株価が下落した。そうになると、株価の下落——>含み益の減少・含み損の発生——>BIS 自己資本勘定の減少——>減少額の12.5倍の貸し出し圧縮、というプロセスで、貸し渋り・貸し出し圧縮・信用収縮が発生したのである。

97年3月決算の時点では、大手19行の自己資本勘定には、4兆円の含み益が参入されていた

図表 9 BIS 自己資本勘定と運用残高



ために、4 兆円の12.5倍の融資圧縮が必要になった。こうして、大手行は、98年 3 月と、99年 3 月に大幅な貸し出し回収がおこなわれ、これが、実体経済に極端な信用収縮を招き、97・98年と二年間、GDP がマイナス成長に陥った。この間の事情は、99年度の本学論文集の拙稿「信用収縮と金融システム」に分析してある。ここでは、図表 8 に、その要約を示した。

97～99年の信用収縮の発生によって受けた実体経済への影響は、極めて甚大で、このときを
基点として、リストラ・失業率の上昇、鉱工業生産指数の低下などが顕著となり、需要の大幅な減少、消費者物価の下落が始まった。しかし、98年10月の「第二次公的資金注入スキーム・

60兆円」によって、金融危機を回避した。また、この時期に、大型補正予算・景気対策によって、経済恐慌を未然に防止したのである。また、99年2月に、日銀はコール市場の金利を実質ゼロまで引き下げ、こうしてマネタリーベースを増加させた。98年10月から00年4月までの政策は、財政政策と金融政策が、ともに歩調を合わせて、景気回復に向かい、GDPが2年連続マイナス成長であった97・98年から、ようやく這い上がり、99年度には、プラス成長に戻った。マイナス成長からプラス成長に戻すには、実質的にプラス成長からプラス成長の時よりも、二倍以上の支出が必要になる。

90年代の日本は、財政政策と金融政策が同じ方向に向かって、景気回復に努めるときは、順調に景気向上が実証されている。しかし、93年には、日銀は時期早尚に金利引上げ観測を出し、積極的に財政支出をしているのに景気回復に水をさした。また、2000年には、財政は積極型なのに、金融政策は引き締め型に移行するという愚策を演じている。愚かな政策ではなかろうか。

③2000－2001年にかけて、再び、日本銀行の政策は、事態を誤った

2000年4月12日に、日銀総裁（速水優氏）は、ゼロ金利解除（金利0.25%の引き上げ）を示唆し、政府の大反対を押し切って、8月に実行した。また、緊縮財政への移行を主張する識者が世論操作を始め、一部のマスコミの協力をえて、緊縮ムードへ向かった。こうしたなかで、マネーサプライは、伸び率が減少し、金利の引き上げ・マネーサプライの減少という、教科書どおりの引き締め政策を採ったのである。いかに愚かな政策か。

しかし、多くの反対があったため、2001年3月18日には、ふたたび、ゼロ金利へ戻した。2000年4月12日から2001年3月18日まで1年間、如何に日銀の政策が誤っていたか、が分るであろう。

(3) BIS 規制に翻弄された日本

BIS 規制が融資限度額規制であることは、前述のとおりである。日本では、93年頃から、株価の下落により、自己資本勘定が減額し、銀行の貸し渋りが発生していた。当初は貸し出し計画の上限を抑える程度であった BIS 規制（融資限度額規制）が、97－99年の株価の大暴落によって、銀行の自己資本が大きく毀損（減額）し、一大信用収縮を引き起こしたのである。銀行は「構造的信用収縮」に陥り、「資金があっても貸したくても貸せない」と言う事態に陥った。こうしたなかで発生したのが、98年3月期と、99年3月期の大手銀行による貸し出し回収競争であった。銀行が貸し出し回収目標を設定して、営業部店ごとのベースで、これを競争させたのである。98－99年にかけての、大手銀行の貸し出し回収競争は、日本の金融史上、初めてのことである。まさに、BIS 規制に翻弄され、「日本たたき」を目的とした BIS 規制は、十分効果を発揮した。

国際決済銀行（BIS）の99年5月27日の調査報告では、「BIS 規制が実体経済にとってマイナ

スの影響をおよぼしたであろう」⁽²⁾と率直にみとめている。

こうした現状でもとて、現在の BIS 規制見直し案が検討されているのである。
二度と、97－99年に発生したような信用収縮を起こさないようにするには、どうしたらよいか。
日本は、見直し案を鵜呑みにするのではなく、見直し段階から粘り強く交渉すべきである。

第3章 新 BIS 規制とグローバリズム

90年代から今日までの金融機関の行動をみると、BIS 規制という袋小路に入って、そのなかでもがき、いまだにそこから這い上がれないでいるのが、日本の現状であろう。銀行は、信用仲介機関であり、信用創造機能が発揮されてはじめて銀行の社会的責務を果たせるのである。

本項では、次の点について、説明する。

- [1] 90年代から今日まで、金融面から見て日本はどのようにしてこれほど混乱し、混迷しているのか。
- [2] BIS 規制の見直しと言う作業の背後に、どのような考え方があるのか。

[1] 90年代から続く「混乱」と「混迷」の時代

筆者は、90年代の日本は、金融面から見ると、「混乱と混迷の時代」であり、21世紀に入った現在でも、その延長線上にあって、「混迷」の度がますます増加していると考ええる。しからば、何を「混乱」し、どうして「混迷」しているのか。

「混乱」原点は、日本の90年代の大不況は、大手行が土地と株式で甚大な損害を受け、金融機能が大幅に減退したのが原因であるにもかかわらず、軽度の循環的性格の不況であると誤診していた識者が多かったために、不良債権の処理と対応が後れ、金融機能が麻痺状態になりつつあった。

こうしたなかで、92年度決算から、BIS 規制が導入され、とくに大手行は融資の限度額が自己資本によって規制されているため、必要な企業にも貸し出しを実行できなくなった。長期低迷のなかで、自己資本を増やすことが出来ず、BIS 自己資本勘定の中に株式の含み益を算入していたために、株価の下落が自己資本の下落となり、海外に営業拠点を持つ「8%行」は、自己資本比率を維持するために、貸し渋り・貸し出し回収に走らざるを得なかった。こうして大手行による信用収縮が実体経済を襲い、97年10－12月から98年10－12月まで、5・四半期の間（15ヶ月）、日本の GDP はマイナス成長（マイナス2%）に陥ったのである（具体的には第2章で説明済）。

この間、金融が恐慌的状况にあるにも拘わらず、解決策を「市場任せ・民間任せ」にするのが望ましいとする論調が強く、金融当局も無策のまま、放置したため、金融危機を深める原因となったのである。現在の日本では、情報開示が欧米諸国、とくにアメリカに比べて、はるか

に不十分であるにも拘わらず、市場原理と市場規律を強調し、市場放任主義的方法を主張する識者の見解が、処方箋を誤り、対策の後れと混乱を招いてきた。98－99年にかけての政府主導による、大手銀行への公的資金注入が後れたのも、こうした識者の誤診と処方箋の誤りにあった。

こうして日本の大手銀行は、BIS 規制の大枠のなかでもがき、活路を見出せないまま、迷走してきたのである。まさに、間違った現状認識と処方箋の誤りから、「混迷」を招き、BIS 規制に対する対応の後れから、迷走して、日本経済を長期低迷に押さえ込んだ、といっても過言ではなからう。

〔2〕 BIS 規制と危険なグローバリズム

* BIS 規制導入の理由

現在の BIS 規制は、80年代の日本の銀行が、国際化の波に乗って、続々と国際市場へ進出し、量的拡大を目指して、欧米市場へ乗り込んでいったことが発端である。当時、世界の銀行のうち、トップ10の多くは日本の銀行が占めていた。しかし、収益力が乏しく、自己資本比率は欧米の銀行よりもはるかに低かった。ここに目をつけた欧米主要国は、日本の一人勝ちを防ぐために、ルールの変更を画策し、新しいルールをユニバーサル（普遍的・各国共通）な基準として日本に受け入れさせようとした。これが、88年に合意した最初の自己資本比率規制である。とりわけ、BIS 規制導入に熱心だったのは、アメリカの連邦準備制度理事・ボルカー氏であった。

当時折衝にあった日本の金融当局の代表者は、出来るだけ最低自己資本比率を低めに抑えるように努力し、また、過小資本を補うために、有価証券（主体は株式）の含み益のうち45%を限度として、自己資本に算入させることに成功した。もし、自己資本に含み益を算入することが認められなかったならば、日本の銀行は、資産（融資）を大幅に圧縮しなければならなかったのである。

しかし、日本の金融当局と大手銀行は、自己資本に算入されている含み益の危険性を十分認識しておらず、これがバブルの膨張により、銀行の信用拡張（住専などの土地融資や株式投資の増加）が進み、バブルが崩壊すると株価と地価の暴落によって不良資産が激増し、銀行機能が麻痺状態に陥った。

こうして、政府はやむなく銀行に公的資金で資本注入し、とくに99年3月の資本注入によって、辛うじて銀行機能の麻痺を回避した。しかし、銀行の株式保有の弊害問題は放置されたままであったので、金融不安再燃の火種を残したのである。

*** 冷戦終結後のアメリカの戦略——グローバリズム**

91年12月のソ連邦の崩壊によって、それまで自由主義・民主主義のリーダーであったアメリカは、新たな世界戦略として、グローバリズムの名のもとで、アメリカニズムの拡張に努めてきた。グローバリズムの金融版が**新 BIS 規制**である。

BIS 規制の中味を見直そうと提唱したのは、ニューヨーク連邦準備銀行のマクドナルド総裁であり、アメリカ経済の好景気を背景として、グローバリズムを広げる柱を構築することが狙いであった。しかも、長期不況に悩む日本の銀行の行動範囲を実質的に制約するには、絶好のチャンスである。とくに、「リスク資産の適正な評価」を見直しの柱にしてゆけば、当然、アメリカに有利、日本に不利とならざる終えない。新 BIS 規制の狙いが、日本の銀行の更なる封じ込めにあることを十分認識した上で、日本は戦略的な対応をすべきである。

[3] BIS 規制に対するドイツの戦略

こうした BIS 規制に伴う一連の流れに対して、ドイツでは銀行を、海外市場で営業展開する国際銀行と国内中心のリーテール銀行に分離し、前者の銀行には、BIS 規制の遵守と国際的ルールへの適用を義務付け、後者には BIS 規制ルールはそのまま適用せずに、伝統的手法で健全経営標準の強化を求めている。

93年1月には、第2次金融改革の一環として、銀行本体による株式保有を「自己資本の60%まで」に制限し（銀行法第12条5項）、株価の変動から銀行の自己資本を遮断し、株式売買に伴う益だし行為を、行政指導で、禁止している。

国内銀行には、州立銀行や州政府が出資している銀行が多くあって、EU(欧州連合)から「州の資本が入っている銀行は、競争制限的になる」との指摘を受けながらも、とくに変更はする気はなく、国内の銀行を保護している。また、国内銀行にも自己資本比率規制的概念は適用している。しかし、細かい BIS 規制のルールは適用していない。ドイツは BIS 規制に頼ることなく、長年のドイツ的経営管理方式を維持し、国内市場をガッチリと守っている。また、ドイッチェ・バンクに代表される大手銀行は、株式を銀行本体から切り離す方向にあり、ユニバーサル・バンキング（銀行・証券・保険が同じバランス・シートで決算される）方式が修正されている。

[4] 危険なグローバリズムへの盲従

*** 見直し提唱国が自ら首をしめる**

アメリカの経済がリセッションに入り、株価が不安定で、下降局面に入ると、チェース銀行を初めとして、多くの銀行が持ち株会社ベースで、大幅な減益に陥った。今後、不良債権の増大や、資産内容の悪化によって、業績不振の銀行が増加するであろう。

好調なアメリカ経済を背景として、強気一点張りで BIS 規制の改訂を進めてきたアメリカ自

身が、皮肉なことに、新 BIS 規制によって、自らの首をしめることになるかもしれない。

*** グローバル・スタンダード自体の見直しもありうる**

歴史を振り返ると、戦前の日本では、1927年に金融恐慌が発生し、金融システムが完治しないまま、30年1月に当時のグローバル・スタンダードであった金本位制に復帰した（円相場を変動相場制から、一挙に23%切り上げて固定した）。しかし、これは大失敗で、国内は強烈なデフレと失業者の増大で、GDPは年率マイナス10%近くまで落ち込み、これが2年間続いた。2年後の31年12月に金本位制を離脱した。その後、間もなく、金本位制そのものが崩壊してしまったのである。

BIS 規制の見直し案が実行されると、デフレ効果が一段と強まる。2001年9月のテロ事件以来、世界経済はデフレ化の方向に向かっており、BIS 規制がデフレ促進的であるとの認識が広く理解されれば、BIS 規制の緩和、あるいは、一部の規定の廃止なども、議論されよう。まさに、歴史は繰り返す傾向にある。

*** 日本は完全に敗北、どう立ち直るか**

BIS 規制は 日本の銀行の国際市場での営業活動を抑制することを狙いとして、導入された。92年度決算から10年目の現在、欧米諸国、とくにアメリカから見て、大成功であったと言えよう。日本からみれば、BIS 規制への対応の後れ、未だに不十分な対策によって、金融仲介機能は減退し、この間の経済政策の失敗、デフレ政策の強行などによって、銀行の収益はますます減少して行くであろう。こうしたときには、如何にして、戦略的に、日本の国益に合った「BIS 規制」対策を実行するかが、日本の急務である。

第4章 新 BIS 規制の影響と日本の戦略的対応

この章では、「新 BIS 規制が実施されると、日本の銀行は、どのような影響を受けるのか、これに対して、日本はどのように対処すべきなのか」について論じる。

[1] 新 BIS 規制が日本に与える影響

(1) 「当局管理型の監督から、自己管理と市場規律を中心とした監督への移行」である

ここで問題になるのは、日本の現状では、市場規律がはたらく余地が、欧米諸国と比較して極めて乏しいことである。アメリカの銀行では、30数年前から、四半期ごとに、決算概況が公表される場合が多い。銀行の債権者（株主、預金者、一般債権者）は、銀行の収益状況・業況・経営方針などについて、日本よりはるかに多くの情報を得ることが出来る。一方に日本では、銀行の決算状況は6ヶ月ごとに発表されても、発表が極めて遅く、内容的にも欧米銀行ほど開示されていない。また、株式を上場していない銀行の場合には、情報開示が極めて乏しい。

図表10 市場規律と行政規律が実体経済に与える影響



こうした点を考えると、金融当局の経営監視機能（行政規律）の強化が必要である。日本よりはるかに情報開示が進んでいる欧米諸国でも、銀行は公共機関として、つねに金融当局が経営内容の監視を行っている。市場規律と行政規律との関係を図解したのが、図表10である。この表から読み取れるように、日本では、市場規律が成り立つ前提条件が十分でないにもかかわらず、市場規律の尊重を強調する余り、行政規律を否定的にみることは、きわめて危険である。元来、市場規律と行政規律は、相互補完関係にある。市場原理がもっとも機能するアメリカでも、金融機関はつねに金融当局の監視下にある。日本では、アメリカに比べて市場規律が成り立つ前提条件がはるかに少ないのに、行政規律に対する認識が乏しく、これが金融の「混迷」の度を深めている。

新 BIS 規制が導入されても、日本ではとくに、行政規律の重要性を軽視してはならない。この点、金融当局に適正な理解と責務を望みたい。

(2) 銀行経営リスクのより正確な把握

銀行の経営リスクは「信用リスク」「市場リスク」「オペレーション・リスク」に分けられ、「新 BIS 規制」では、「信用リスク」と「オペレーション・リスク」について、見直しが行われている。とくに 日本にとって、大きな問題は、「信用リスク」の把握方法の変更が、不況下で

悩む日本にとって、極めて不利になり、構造的信用収縮（第2章参照）を引き起こすことである。

図表5をご参照願いたい。現在とくに変わる点は、次の通りである。

①「対政府」向け債権では、現在、「OECD加盟国向けはゼロ、その他諸国向けは100%」であった「リスク・ウエイト」が、各国のリスク格付けに応じて、ウエイトが変更になることである。この変更で、日本の東南アジア向け債権は、ウエイトが変わり、ウエイトが上がる（格付けが下がる）方向になるであろう。現在はウエイトがゼロである債権が、「国状によってはウエイトが上がる」ことがあるであろう。

②「対銀行」向け債権では、現在、「OECD加盟国向け20%、その他諸国向け100%」のリスク・ウエイトが、「当該銀行の設立国のソブリンに適用されるリスク・ウエイト」か、「個々の銀行に対する信用評価に従ったリスク・ウエイト」が適用されることになる。

「新 BIS 規制」案が実施されると、OECD加盟国の銀行に対する債権については、最高格付け（AAA-AA）以外のリスク・ウエイトは、上昇する（一律20%から、50%以上になる）。これは、かなり銀行にとって不利である。また、個々の銀行に対する信用ウエイトを適用しても、同じような結果になる。

銀行向け債権としては、貿易取引に伴う信用枠（クレジット・ライン）に、かなりの影響が出るであろう。国際間の貿易と取引を縮小させる可能性が懸念される。

③「対事業法人」向け債権では、とくに影響が大きい。上場企業で、格付けを得ているところは、現下のデフレの深化で、益々格下げになってゆく。現在、BBBの格付けが、短期間にB＋－B－に急変することもありうる。また、中小企業に対する格付けは、当該企業が未上場なら一律100%のリスク・ウエイトで、現在と不変である。

デフレ下で、企業業績は一段と厳しくなり、格付けは下降してゆくであろう。デフレ経済——>企業収益悪化によって、格付けの下落——>新 BIS 規制による資産額（リスク・ウエイト）増加——>自己資本比率が減少——>貸し渋り・貸し出し回収——>デフレを促進——という悪循環で、デフレがますます進行し、企業倒産が増える。こうした悪循環が発生し、「新 BIS 規制」がデフレを加速させる。

こうした認識をもって、日本は「新 BIS 規制」に対応しなければならない。市場や一般の識者の認識は、極めて不十分である。

[2] 新 BIS 規制に対する日本の戦略的対応

* デフレ下で資産圧縮強化が信用収縮を生む

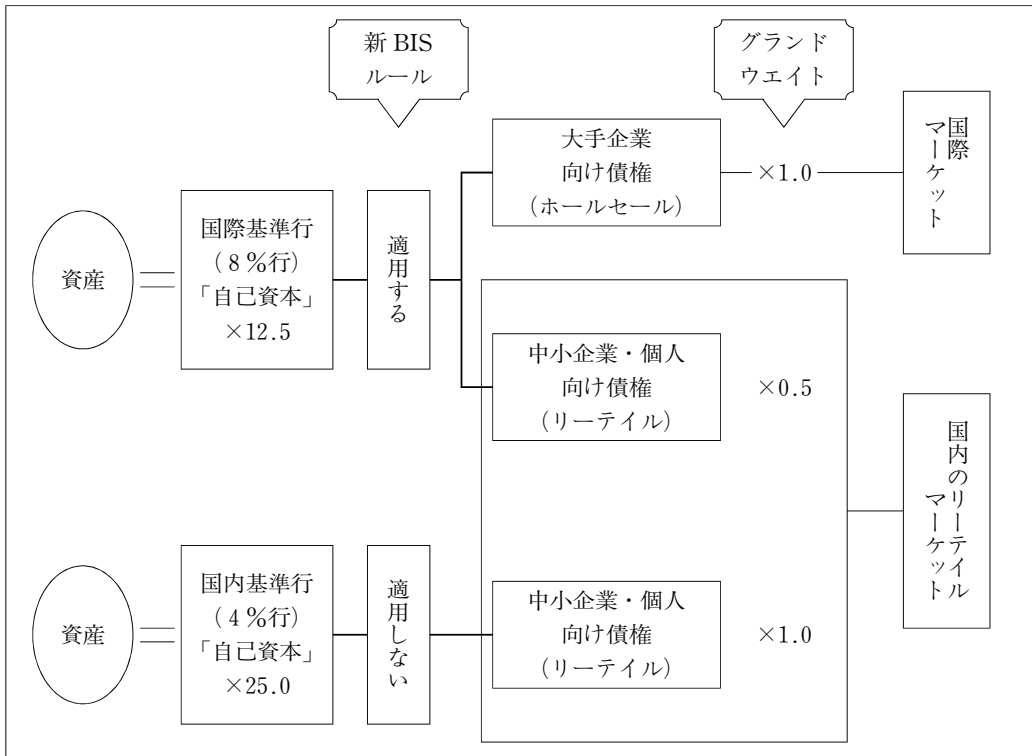
日本の銀行は、不良融資と不良資産（保有株式）によって、多額の不良債権を抱え、小泉内閣のデフレ強化政策によって、不良債権は日に日に増加している。こうした状況下で、「新 BIS 規制」が実施されると、日本の銀行は、自己資本比率が大幅に低下し、自己資本比率をまもるために、貸し渋り・貸し出し圧縮（信用収縮）が強まる。

97－99年の信用収縮は、銀行保有の株式の含み益が激減し、BIS 自己資本比率（8 %以上）を維持するには、貸し出しを圧縮せざるをえなかったことから、発生した。しかし、今回は、

図表11 BIS 規制見直し案と日本の戦略的対応

1996年6月 第1次市中協議案	筆者のコメント	2001年1月 第2次市中協議案	筆者のコメント（戦略的対応）	早急に手続きすべきこと
①規制対象行 ↓ ・「海外に営業拠点をもち銀行」のみ ・「国際基準行」： 自己資本比率8 %以上(各国共通)	・自己資本の中身を充実させることが必要 ・株式含み益除外 ・株価の変動から遮断すべし	第1次と同じ	・自己資本のなかに「有価証券の含み益」を算入することがいまだ続いている ↓ 銀行本体での株式保有を禁止 ・現金ベースの自己資本強化 ・外貨劣後債の発行→外貨資産ヘッジ	①「早期健全化法」の復活 ②大手行に資本注入 ③地域金融機関の再編基準の作成、「最低資本金」の導入
②国内基準行 ↓ 各国の銀行監督当局が決める（日本：自己資本比率4 %以上）	国内基準には BIS 規制の細かいルールを適用する必要なし	日本の金融当局は国内基準にも新 BIS ルールをすべて適用する方針	・国内基準行には「自己資本4 %以上」とするが、その他の BIS 規制ルールは適用すべきではない ・地域金融機関の再編を急げ	④自己資本比率を全体的に最低6 %へ引上げる
③資産に、リスクに応じたウェイトを付す（信用掛け目） ・企業別、国別、銀行別（格付け会社の格付けによる）	・日本にとって不利（デフレ効果強い） ・「8 %行」のリーテイル・ウェイトを「0.5」とすべし ・日系の格付け会社を認めるべし	(1)銀行経営上のリスクをより正確に計測 ・日系格付け会社が認められる (2)個人・中小企業向け融資の取り扱いを最終案確定までに検討（リスク・ウェイト半減案）	・信用リスクのみならず、オペレーショナル・リスク（事務事故・不正行為）も計測せよ、と言うが、細かすぎないか ・実質的にどれほど意味があるか疑問 ・「8 %行」のリーテイル融資のリスク・ウェイトは「一律0.5」とすべし ・「4 %行」のリーテイル融資のそれは「1.0」でよい	①各行独自の手法を開拓
④ BIS 規制の適用 ・範囲の拡大 ・現在、銀行単体ベース ↓ ・持ち株会社ベース	・日本は単体ベースのほうが有利（持ち株会社ベースは信用収縮招く） ・しかし日本は銀行法改正で実施済み、アメリカは2004年実施	(3)当局管理型の監督から、自己管理と市場規律を中心とした監督へ	・銀行自身による自己責任経営は強化すべし ・情報開示が不十分で、株式持ち合いなどがある日本で、市場規律の働く余地は欧米に比べて少ない、行政規律を重視すべし	②行政規律の強化、金融庁増員 ・情報開示の促進

図表12 BIS 規制の克服



(注) 国内のリーテイル・マーケットに対する債権を、「8%行」と「4%行」が等しい信用力で臨むためには、グランド・ウェイトを「8%行」は「0.5」、「4%行」は「1.0」とすべきである。

デフレが一段と進む中で、新 BIS 規制案が実行されると、運用資産の悪化によるリスク資産の上昇によって、自己資本比率が低下することになり、自己資本比率を維持するために、大幅な貸し出し資産を圧縮せざるを得なくなる。これまた、短期間に強行されると、金融恐慌の自体も予想される。事態は、かなり深刻であることを理解すべきである。

デフレ経済が一段と深まって行くなかで、グローバリズムに盲従することは、国内経済を疲弊させるばかりでなく、アメリカ発の信用収縮がまともに日本の銀行に及ぶ懸念が強い。こうした面をも考慮に入れて、いかにして、新 BIS 規制から日本を防御すべきか、を真剣に考えるべきであろう。日本は、ドイツの BIS 規制に対する戦略を学ぶべきである。

* 現在の金融システム上の問題点

現在までの「BIS 規制見直し案」に対する筆者の見解（対応策）をまとめると、図表11の通りである。

最初に、現段階での、日本の金融システムの問題点をまとめると、つぎの通りである。

（１）日本の銀行は、過小資本であり、しかも BIS 規準の自己資本勘定のなかに、「土地と有価証券の含み益」が算入されており、不安定である。

（２）長期間の不況と小泉内閣のデフレの強行で、資本勘定が目減りしており、実質資本勘定は減少し、配当不可能な銀行も出つつある。貸し出し機能も減退している。

（３）BIS 規制の対象外である「国内基準行」の最低自己資本比率は、「４％以上」と規定されている。「国内基準行」に新 BIS 規制を適用する必要はない。

（４）制度上は、未だに株式の含み益を自己資本勘定に算入できることになっている。銀行の株式保有については、「2004年３月までに、原則として、自己資本の範囲内に抑える」と言う法案が、2001年秋の臨時国会に提出されることになっている。しかし

①銀行本体では、株式の保有を認めており、株価の変動が直接、銀行の自己資本勘定に影響をあたえる弊害が解決されていない。銀行本体から、株式を切り離すべきである。

②しかも、2004年３月まで、３年間も株式保有を放置したままである。この間、銀行は株式を市場で放出して行くから、株価の低迷が続き、経済全体に与える悪影響が大きい。

＊グリーンспанに揶揄された日本の株式保有制限法案

アメリカの議会で、本年７月24日に開催された金融問題に関する、上下両院合同委員会で、連邦準備制度理事長グリーンспан氏は、議員の質問に答えて、「アメリカ銀行は株式を保有していないので、株価の下落が直接、金融システムに影響することはない。この点、日本と違う」という趣旨の発言をしている。⁽³⁾

この時点で、金融庁は銀行の株式保有に関する上記の案を発表していたので、グリーンспан氏は「銀行の株式保有に関する金融庁案では、不十分である」と暗に、批判したものと受け止められる。グリーンспан氏に揶揄された日本案を、金融庁がそのまま国会にかけている。2001年12月末までには、国会で承認されるであろう。もうそうなるとすれば、改訂後の金融システムが、アメリカの金融システムよりはるかに遅れている訳で、屈辱的な法案といわざるを得ない。

経済の「動脈瘤」である「銀行の株式保有」を2002年３月末に、銀行本体から切り離すべきである。今からでも遅くない。「銀行本体での株式保有の禁止、現在銀行が保有している株式を、銀行グループ内の別の会社へ移し変える」旨の法案を作成して、汚名を晴らすべきである。

（５）90年代から今日まで、日本では、BIS 規制に対するマクロ的戦略が全くない、といっても過言ではなかろう。BIS 規制は、「融資限度額規制」であり、自己資本本位制というべき、新しい通貨供給システムである。こうした認識にたつて、マクロ的見地からマネーサプライに大

きく影響を及ぼすのが、BIS 規制である。こうした観点から、金融政策を考えるべきである。

* 新 BIS に対する戦略的対応——「BIS 規制」呪縛からの脱却

日本には、グローバリズムとか、「BIS 規制」と言うとき、「それは時代の流れであり、当然、守るべきだ」と言う、盲目的信者が多い。とくに、アメリカで研鑽をつんだ識者のなかには、「現在のアメリカが採用している制度、システム、手法などを、日本に導入すれば、日本はよくなる」と信じている人が多い。

しかし、こうした人々の問題は、「現在のアメリカが採用していることが、どういう時代背景のもとに、どういう客観的現象・事実のもとで、実行され、実施されてきたか」の知識と配慮に乏しいようである。したがって、日本は「BIS 規制呪縛」に陥って、国益にあった戦略的対応・対策を考えようもしない。

こうした問題点を十分考慮した上で、筆者の見解を論じる（図表12参照）。

①新 BIS 規制の適用を「国際規準行」のみとし、「国内規準行」には、日本で決めた「自己資本比率 4 %以上」という大枠（大蔵省通達、1988年12月）だけを適用し、細かい新 BIS ルールは一切適用しない。

②「国際規準行」のリーテイル融資（中小企業と個人向け融資）のリスク・ウェイトは「一律0.5」とする。一方、「国内規準行」のリーテイル融資のリスク・ウェイトは、「一律1.0」とする。

これは、国際規準行は、8 %の自己資本を要求されている。その銀行が、国内のリーテイル・マーケットでは、4 %の自己資本しか要求されていない「国内基準行」と同じマーケットで競争するわけであるから、リスク・ウェイトに「格差」（「グランド・ウェイト」と呼ぶ、図表12参照）を設けることで、イーコール・ファイティング（公平な競争）になるからである。

③「国際規準行」の資本勘定の内容は、極めて薄弱である。「有価証券と土地の含み益」、「税効果会計による会計上の資本金」など、中味の乏しい内容で、資本勘定を嵩上げしている。これらを除いて、「キャッシュ・ベース」で、「8 %以上」となるように、義務付けるべきである。銀行が公的資金を入れやすくするように、「金融機能早期健全化法」（本年 3 月末に失効）を復活させるべきである。

④「国内基準行」には、自己資本の充実をはかるために、再編を促進させる。それには 再編基準（以下の通り）と最低自己資本額を設け、一定期間（5 年間）で再編させる。

「再編基準」

「正味自己資本（自己資本勘定から、含み損、必要な引当金を控除したあとの資本勘定）」に

したがって、つぎの通りとする。

- ① 正味自己資本が「4 %以上」の場合——単独で存続可能
- ② 正味自己資本が「2 %以上4 %未満」の場合
——単独では存続不可能、合併・経営統合させる。
- ③ 正味自己資本が「2 %未満」の場合
——1年以内に増資の実行と再編先を見つける。不可能なら政府が一時的に国有化し、合併ないし清算する。

- ④ 存続金融機関の最低資本金を設定し、3年以内に達成させる。

最低資本金（含む 資本準備金・剰余金）は、300——500億円。

最低資本金は、当該金融機関の所属する都道府県のGDP(国内総生産)を基準として、300億円から500億円の範囲内で定める。

- ⑤ 「国内基準行」の自己資本比率を「最低6 %」へ引き上げる。自己努力による増資、必要とあれば公的資金の注入（地方政府の出資を含む）を行なう。

再編するとき、公的資金の注入を認めるべきである。地域金融機関の場合には、地方政府や地方の公共機関が出資して地元金融機関の資本力強化をしてもよい。現在、岩手銀行の株主には「岩手県と岩手企業局」（合計で6 %）が名を連ねている。これは、昭和恐慌で地元の銀行がなくなりそうになった時に、岩手県庁が出資したもので、地元の銀行を維持する上で、成功であった。

[3] BIS 自己資本勘定の中味の安定化

新 BIS 規制では、「運用資産」の中味の「適正化」（分母の見直し）が検討対象である。しかし、日本にとって、自らの問題として重要なことは、「BIS 自己資本勘定の中味の安定化」である。

そこで、まず、BIS 自己資本勘定をマイナスにする要因をあげると、つぎのとおりである。

- (1) 預金・融資業務に伴う損失、
- (2) 「TIER II」CAPITAL（補完的項目）に含まれる「有価証券含み益」の減少、
- (3) 運用面での株式の売却損・評価損、
- (4) 土地の含み益の減少、
- (5) 不良債権の償却

この中で、(2)(3)は、市況如何で左右される要因であり、他律的要因であって、金融機関（銀行）の経営努力で解消できる性格のものではない。したがって、銀行は本来、株式を保有すべきではない。これが、あらゆる点で、優先して対処すべき問題である。アメリカでは、銀行本体では、株式保有は認められていない。

(4) の「土地の含み益」もアメリカでは認められない。「土地の含み益」は、株式ほどは一挙に減少することはないので、過小資本である日本では、若干認めざる得ないと考えられる。しかし、いずれは除去すべきである。

また、外貨建ての資産は、為替相場の変動で、大きく増減する。日本の場合、「外貨貸し出し」残高が多いために、円・ドル相場の変動によって、名目資産が増減し、為替相場の変動だけで、自己資本比率が変動する。最近のデータでは、「20%の円安で自己資本比率が1.5%ポイント程度下がる」と言われている。

この対策としては、外貨の劣後債など、資本金勘定に算入可能な証券を発行して、外貨のままで運用するすれば、外貨資産の一部ヘッジとなる。

アメリカの国内規則では、自己資本勘定に「含み益」を算入することを認めていない。日本の場合でも、公的資金や自己努力による増資で、「有価証券の含み益」を自己資本勘定から除去すべきである。とくに「銀行本体での株式保有の禁止」を早急に決定すべきである。中途半端な対応では、結局、金融仲介機能が阻害されたままであり、金融システムが安定しない。

* むすび

BIS 規制の見直し問題は、単なる技術的側面ばかりでなく、日本にとっては、国家の盛衰に関する重大なテーマであって、いかにして日本経済の危機を救うかという次元で、官民一体となって考え、政治レベルでの決断が望まれる。

「BIS 規制呪縛」からの解放こそ、日本経済をデフレから救う決め手である。

以上

(注)

- (1) 拙稿「信用収縮と金融システム」―「経営学論集1999」文京女子大学。
- (2) 国際決済銀行 (BIS) が公表した1999年5月27日の調査報告では、BIS 規制について、「邦銀などの融資縮小を招いた可能性もある」と指摘した。これは、BIS が自己資本比率規制のマイナス面の公式に言及するのは、異例のことである。
調査報告書では「時期や国によって自己資本比率を維持するたために銀行が融資削減を強いられる場合がある」と指摘している。また、実体経済への影響としては、とくに中堅・中小企業は融資の不足分を他の金融機関からの融資や証券市場での調達で補うことが難しい、と述べている。
具体的な例として、90年代初めのアメリカで、不動産や中小企業への貸し出しが規制の影響で縮小した形跡があると指摘している。日本への影響としても、「銀行の貸し出し余力の弱さが、経済の弱体化の一因になっている可能性がある」と認めている。
- (3) 2001年7月24日に、GREENSPAN TESTIMONY FRB (連邦準備制度) 議長を招いて開催されたアメリカ上院での「HUMPHREY-HAWKINS」のなかで、BENNETT 議員が「(株価が下落しているアメリカでは) 日本と同じようなリスクがあるのだろうか」と質問した。これにたいして、GREENSPAN 議長は、「株価の下落で実体経済では多くの流動性が不足しているが、アメリカでは金融仲介機能にはその影響がほとんどない。この点、アメリカの問題は日本とは異なる別の問題

だ」と述べ、株価が下落しても、アメリカでは日本のように金融仲介機能が麻痺することはない、と説明した。

（参考文献）

- （１） 館龍一郎『金融政策の理論』東京大学出版会，1990。
- （２） 野口悠紀雄『バブルの経済学』日本経済新聞社，1992。
- （３） 貝塚啓明・植田和男『変革期の金融システム』東京大学出版会，1994。
- （４） 植草一秀『金利・為替・株価の政治経済学』岩波書店，1992。
- （５） 高尾義一『平成金融不況』中公新書，1994。
- （６） 佐和隆光『平成不況の政治経済学』，1994。
- （７） 宅美光彦『世界大恐慌』御茶ノ水書房，1994。
- （８） 同上 『「大恐慌型」不況』講談社，1997。
- （９） 東谷暁『BIS 規制の嘘』日刊工業新聞，1999。
- （10） 吉川洋『転換期の日本経済』岩波書店，1999。
- （11） 金子勝『反グローバリズム』岩波書店，1999。
- （12） 同上 『セーフティネットの政治経済学』ちくま新書，1999。
- （13） 佐和隆光『市場主義の終焉』岩波新書，2000。
- （14） 植草一秀『現在日本経済政策論』岩波書店，2001。
- （15） 菊池英博『銀行ビッグバン』東洋経済新報社，1997。
- （16） 同上 『銀行の破綻と競争の経済学—BIS 規制からの脱却—』東洋経済新報社，1999。
- （17） 同上 「日本の金融システム再構築への提案—問題の所在の明確化と解決への方進—」文京女子大学経営学部『経営論集』1995。
- （18） 同上 「信用収縮と金融システム—90年代 日本の信用収縮—」文京女子大学経営学部『経営論集』1999。
- （19） 同上 「極めて不十分な，日本の金融システム改革—21世紀初頭，抜本的改革が急務—」文京女子大学経営学部『経営論集』2000。
- （20） 『金融ビジネス』東洋経済新報社。
 - ① 99年9月号拙稿「新 BIS 規制からの脱却—日本型金融システムの構築を—」。
 - ② 01年4月号拙稿「BIS 規制への戦略的対応—呪縛・グローバルスタンダードからの解放—」。
- （21） 同上 02年1月号『「構造不況の邦銀に迫る新 BIS 規制」の衝撃度』。